

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第2 避難等の防護措置の実施</p> <p>2 住民の避難方法 避難指示を受けた住民等は、原子力災害の事態の進展の区分に基づき、段階的避難により避難するものとする。</p> <p>※ 段階的避難…P A Z圏（5 km 圏）の住民が避難完了（3 0 km 圏外へ移動）した後に、U P Z圏（3 0 km 圏）の住民が避難指示に基づき避難すること</p> <p>第3 広域避難先（県内避難・県外避難）</p> <p>広域避難については、地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。ただし、念のために二次的な避難先として、県外における避難先を定める。</p> <p>関係市町の県内および県外の広域避難先は別表1のとおりである。</p> <p>2 原子力発電所からおおむね3 0 km圏（以下「U P Z圏」という。）住民の避難 【中略】 （2）緊急輸送の支援要請（自衛隊および海上保安庁）</p> <p>県は、自衛隊および海上保安庁に対し、次の緊急事態の区分に応じ、緊急輸送の支援を要請する。なお、どの程度の搬送力を、どのタイミングで提供できるかは、自衛隊および海上保安庁が発災時に置かれている状況や業務の優先順位に依る。</p> <p>① 警戒事態（第1段階）発生段階</p> <p>県は、自衛隊および海上保安庁に対し、住民の緊急輸送の支援を受けるため、次の要請を行う。</p>	<p>第2 避難等の防護措置の実施</p> <p>2 住民の避難方法 避難指示を受けた住民等は、原子力災害の事態の進展の区分に基づき、段階的避難により避難するものとする。</p> <p><u>ただし、自然災害等により住民が直ちに避難できない場合は、避難体制が整うまでは放射線防護対策施設を含む屋内退避施設で屋内退避を実施する。</u></p> <p><u>また、暴風雪や大雪など、特別警報等が発令された場合には、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは屋内退避を優先するものとする。</u></p> <p>※ 段階的避難…P A Z圏（5 km 圏）の住民が避難完了（3 0 km 圏外へ移動）した後に、U P Z圏（3 0 km 圏）の住民が避難指示に基づき避難すること</p> <p>第3 広域避難先（県内避難・県外避難）</p> <p>広域避難については、地域コミュニティの確保と行政支援継続の観点から、県内避難を基本とする。ただし、念のために二次的な避難先として、県外における避難先を定める。</p> <p><u>関係市町は、広域避難先に変更がある場合、避難先市町と協議した上で決定し、その結果を県に報告するものとする。</u></p> <p>関係市町の県内および県外の広域避難先は別表1のとおりである。</p> <p>2 原子力発電所からおおむね3 0 km圏（以下「U P Z圏」という。）住民の避難 【中略】 （2）緊急輸送の支援要請（自衛隊および海上保安庁）</p> <p>県は、自衛隊および海上保安庁に対し、次の緊急事態の区分に応じ、緊急輸送の支援を要請する。なお、どの程度の搬送力を、どのタイミングで提供できるかは、自衛隊および海上保安庁が発災時に置かれている状況や業務の優先順位に依る。</p> <p>① 警戒事態（第1段階）発生段階</p> <p>県は、自衛隊および海上保安庁に対し、住民の緊急輸送の支援を受けるため、次の要請を行う。</p>

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行	改定案
<ul style="list-style-type: none"> ・応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認および県への連絡を行うこと。 ・住民の緊急輸送の支援を行うための出動準備を行うこと。 <p>4 車両避難を円滑に行うための対応</p> <p>【中略】</p> <p>(5) 交通規制、交通誘導の実施</p> <p>県は、著しい交通渋滞の発生が予測される場所について、警察や道路管理者との間で情報共有を図るとともに、渋滞予測箇所の合流地点や主要交差点での交通規制のあり方、代替ルートの設定および円滑な誘導などの対応策について、警察、道路管理者、関係自治体との間で具体的な検討を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応急出動が可能な車両、船舶、航空機の確認および県への連絡を行うこと。 ・住民の緊急輸送の支援を行うための出動準備を行うこと。 ・<u>発電所や気象の状況等を踏まえ、必要に応じ原子力施設近傍のヘリポート適地等へのヘリコプターの推進を調整すること。</u> <p>4 車両避難を円滑に行うための対応</p> <p>【中略】</p> <p>(5) 交通規制、交通誘導の実施</p> <p>県は、著しい交通渋滞の発生が予測される場所について、警察や道路管理者との間で情報共有を図るとともに、渋滞予測箇所の合流地点や主要交差点での交通規制のあり方、<u>ヘリコプターによる映像配信の活用</u>、代替ルートの設定および円滑な誘導などの対応策について、警察、道路管理者、関係自治体との間で具体的な検討を行う。</p> <p><u>(6) 車両一時保管場所の設置</u></p> <p><u>県外避難を実施する際、避難先施設において駐車場確保が困難な場合等を考慮し、避難先県および市町と協議の上、自家用車からバスへの乗換、避難先施設への振分け等の機能を担う場所として、車両一時保管場所を設置する。</u></p> <p><u>車両一時保管場所の候補地は、別表7のとおりとする。</u></p>
<p>第7 スクリーニング（避難退域時検査）・簡易除染</p> <p>【中略】</p> <p>(4) 住民に汚染が認められた場合の対応</p> <p>住民に汚染が認められた場合、住民の携行物品の検査を行うとともに、必要に応じ簡易除染を実施する。</p>	<p>第7 スクリーニング（避難退域時検査）・簡易除染</p> <p>【中略】</p> <p>(4) 住民に汚染が認められた場合の対応</p> <p>住民に汚染が認められた場合、住民の携行物品の検査を行うとともに、必要に応じ簡易除染を実施する。</p> <p><u>(5) 通過証の発行</u></p> <p><u>スクリーニングの結果、O I L 4の設定値以下の場合、住民に対し通過証を発行する。交付された住民は、通過証を常時携行し、広域避難先において受付の際、提示するものとする。</u></p>

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(5) 簡易除染により発生した汚染水等の処理 避難時の簡易除染により発生した汚染水・汚染付着物等については、原子力事業者が処理を行うものとする。</p>	<p>(6) 簡易除染により発生した汚染水等の処理 避難時の簡易除染により発生した汚染水・汚染付着物等については、原子力事業者が処理を行うものとする。</p>
<p>第 8 安定ヨウ素剤の配布・服用</p>	<p>第 8 安定ヨウ素剤の配布・服用</p>
<p>1 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 県は、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等およびP A Z外であって安定ヨウ素剤の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。</p> <p>安定ヨウ素剤の保管場所 県および関係市町の安定ヨウ素剤の保管場所は別表8のとおりとする。 県および関係市町は、管理者を選任し、安定ヨウ素剤を適正に保管管理するとともに、緊急時に迅速に対応できるよう、夜間・休日を含む連絡体制を整備する。</p>	<p>1 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備 県は、関係市町、医療機関等と連携して、P A Z内の住民等およびP A Z外であって安定ヨウ素剤 <u>(乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤を含む。以下、同じ。)</u> の事前配布が必要と判断される地域の住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制ならびにP A Z外の住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。</p> <p>2 安定ヨウ素剤の保管場所 県および関係市町の安定ヨウ素剤の保管場所は別表9のとおりとする。 県および関係市町は、管理者を選任し、安定ヨウ素剤を適正に保管管理するとともに、緊急時に迅速に対応できるよう、夜間・休日を含む連絡体制を整備する。</p>
<p>第 1 1 要配慮者の避難に関する施設等</p>	<p>第 1 1 要配慮者の避難に関する施設等</p>
<p>【中略】</p> <p>2 30km圏内に位置する病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先 30km圏内に位置する病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の医療機関・福祉避難所は、別表10のとおりとする。 病院・社会福祉施設の管理者は、県、関係市町と連携し、各施設において作成した避難計画に基づいて、入院患者、施設入所者等を迅速かつ安全に避難させるものとする。 また、避難計画については、県および市町の地域防災計画の改定状況、防災訓練の検証結果等を踏まえ、各施設において必要な見直しを行い、県に報告するものとする。</p> <p>※参考資料4 病院、社会福祉施設における避難計画の主な記載内容 参考資料5 避難計画作成例（病院） 参考資料6 避難計画作成例（社会福祉施設）</p>	<p>【中略】</p> <p>2 30km圏内に位置する病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先 30km圏内に位置する病院の入院患者・社会福祉施設の入所者等の避難先となる県内の医療機関・福祉避難所は、別表11のとおりとする。 病院・社会福祉施設の管理者は、県、関係市町と連携し、各施設において作成した避難計画に基づいて、入院患者、施設入所者等を迅速かつ安全に避難させるものとする。 また、避難計画については、県および市町の地域防災計画の改定状況、防災訓練の検証結果等を踏まえ、各施設において必要な見直しを行い、県に報告するものとする。</p> <p>※参考資料4 病院、社会福祉施設における避難計画の主な記載内容 参考資料5 避難計画作成例（病院） 参考資料6 避難計画作成例（社会福祉施設）</p>

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行	改定案
<p>3 <u>P A Z圏</u>の在宅の要配慮者の避難</p> <p>P A Z圏の在宅の要配慮者の避難先となる福祉避難所は、別表<u>1.1</u>のとおりとする。</p> <p>避難を行うことにより健康リスクが高まる要配慮者は、支援者の車両または福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動するものとする。</p>	<p>3 在宅の要配慮者の避難</p> <p>P A Z圏の在宅の要配慮者の避難先となる福祉避難所は、別表<u>1.2</u>のとおりとする。</p> <p>避難を行うことにより健康リスクが高まる要配慮者は、支援者の車両または福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動するものとする。</p> <p><u>U P Z圏の在宅の要配慮者の避難先となる福祉避難所は、県が関係機関と調整し避難先を確保する。</u></p>

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行			改定案		
別表2 広域避難ルート			別表2 広域避難ルート		
避難元市町	避難先1 主な避難ルート	避難先2 主な避難ルート	避難元市町	避難先1 主な避難ルート	避難先2 主な避難ルート
若狭町	【代替ルート】 ・国道303号→国道161号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道	【上記市町への代替ルート】 ・国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道	若狭町	【代替ルート】 ・国道303号→国道161号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道 <u>※広域農道(若狭梅街道)も状況に応じ活用</u>	【上記市町への代替ルート】 ・国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道 <u>・国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道</u> <u>※広域農道(若狭梅街道)も状況に応じ活用</u>
小浜市	【代替ルート】 ・国道303号→国道161号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道	【上記市町への代替ルート】 ・国道27号→国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道	小浜市	【代替ルート】 ・国道303号→国道161号→国道8号→敦賀IC→北陸自動車道 <u>※広域農道(若狭梅街道)も状況に応じ活用</u>	【上記市町への代替ルート】 ・国道27号→国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道 <u>・国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→福知山IC→舞鶴若狭自動車道→中国自動車道</u>
おおい町	【代替ルート】 ・国道27号→国道303号→国道161号→国道8号	【上記市町への代替ルート】 ・国道27号→国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道 ・県道小浜綾部線→国道27号→国道173号→国道176号	おおい町	【代替ルート】 ・国道27号→国道303号→国道161号→国道8号 <u>※広域農道(若狭西街道、若狭梅街道)も状況に応じ活用</u>	【上記市町への代替ルート】 ・国道27号→国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道 ・県道小浜綾部線→国道27号→国道173号→国道176号 <u>※広域農道(若狭西街道)も状況に応じ活用</u>
高浜町	【代替ルート】 ・国道27号→国道303号→国道161号→国道8号	【上記市町への代替ルート】 ・国道27号→国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道	高浜町	【代替ルート】 ・国道27号→国道303号→国道161号→国道8号 <u>※若狭西街道、若狭梅街道も状況に応じ活用</u>	【上記市町への代替ルート】 ・国道27号→国道303号→国道161号→名神高速道路→中国自動車道 <u>・国道27号→県道16号→県道小浜綾部線→国道27号→国道173号→国道372号</u> <u>・国道27号→県道16号→国道162号→府道12号→国道27号→国道9号→国道173号</u> <u>※広域農道(若狭西街道)も状況に応じ活用</u>

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行		改定案	
別表3 一時集合施設		別表3 一時集合施設	
市町名	施設名	市町名	施設名
敦賀市	西浦小中学校	敦賀市	西浦小中学校
	常宮小学校		常宮小学校
美浜町	丹生介護予防センター	美浜町	丹生介護予防センター
	美浜町東地区公民館菅浜分館		美浜町東地区公民館菅浜分館
	<u>竹波防災支援センター（仮称）</u>		<u>美浜町竹波原子力防災センター</u>
若狭町	岬小学校・三方中学校岬分校	若狭町	岬小学校・三方中学校岬分校
おおい町	大島小学校	おおい町	大島小学校
	はまかぜ交流センター		はまかぜ交流センター
小浜市	県栽培漁業センター	小浜市	県栽培漁業センター
高浜町	旧音海小中学校	高浜町	旧音海小中学校
	内浦公民館		内浦公民館
	青郷小学校		青郷小学校
	高浜小学校		高浜小学校
			<u>高浜町中央体育館</u>

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行					改定案				
別表5 半島部の港湾・漁港一覧					別表5 半島部の港湾・漁港一覧				
半島部名	名 称	所 在 地	接岸可能 総トン数	備 考	半島部名	名 称	所 在 地	接岸可能 総トン数	備 考
敦賀 半島部	立石漁港物揚場	敦賀市立石	40	(水深) -2.8m	敦賀 半島部	立石漁港物揚場	敦賀市立石	40	(水深) -2.8m
	敦賀発電所明神栈橋	敦賀市明神	3,000	専用埠頭 (水深) -6m		敦賀発電所明神栈橋	敦賀市明神	3,000	専用埠頭 (水深) -6m
	浦底漁港(浦底) 栈橋	敦賀市浦底	30	(水深) -2.6m		浦底漁港(浦底) 栈橋	敦賀市浦底	30	(水深) -2.6m
	浦底漁港(色浜) 栈橋	敦賀市色浜	30	(水深) -2.6m		浦底漁港(色浜) 栈橋	敦賀市色浜	30	(水深) -2.6m
	浦底漁港(手) 栈橋	敦賀市手	30	(水深) -3.5m		浦底漁港(手) 栈橋	敦賀市手	30	(水深) -3.5m
	白木漁港岸壁	敦賀市白木	50	(水深) -3m		白木漁港岸壁	敦賀市白木	50	(水深) -3m
	丹生漁港物揚場	美浜町丹生	10	(水深) -2.0m		丹生漁港物揚場	美浜町丹生	10	(水深) -2.0m
	菅浜漁港岸壁	美浜町菅浜	50	(水深) -3m		菅浜漁港岸壁	美浜町菅浜	50	(水深) -3m
大島 半島部	<u>大島漁港岸壁</u>	<u>おおい町大島</u>	<u>50</u>	<u>(水深) -3m</u>	大島 半島部	<u>大島漁港岸壁 (宮留)</u>	<u>おおい町大島</u>	<u>20</u>	<u>(水深) -3.0m</u>
						<u>大島漁港栈橋 (畑村)</u>	<u>おおい町大島</u>	<u>10</u>	<u>(水深) -1.5m</u>
						<u>大島漁港岸壁 (日角 浜)</u>	<u>おおい町大島</u>	<u>50</u>	<u>(水深) -3.0m</u>
						<u>大島漁港物揚場 (南 浦)</u>	<u>おおい町大島</u>	<u>50</u>	<u>(水深) -6.0m</u>
内外海 半島部	<u>内外海漁港 (泊)</u>	<u>小浜市泊</u>	<u>50</u>	<u>(水深) -3.0m</u>	内外海 半島部	<u>内外海漁港物揚場</u>	<u>小浜市泊</u>	<u>30</u>	<u>(水深) -2.5m</u>
						<u>内外海漁港栈橋</u>	<u>小浜市泊</u>	<u>10</u>	<u>(水深) -2.5m</u>
						<u>内外海漁港栈橋</u>	<u>小浜市堅海</u>	<u>10</u>	<u>(水深) -2.5m</u>
						<u>小浜漁港 (仏谷)</u>	<u>小浜市仏谷</u>	<u>5</u>	<u>(水深) -2m</u>
内浦半島 周辺部	内浦港1号岸壁	高浜町音海	10,000	(水深) -9.0m	内浦半島 周辺部	内浦港1号岸壁	高浜町音海	10,000	(水深) -9.0m
	内浦港2号岸壁	高浜町音海	5,000	(水深) -7.5m		内浦港2号岸壁	高浜町音海	5,000	(水深) -7.5m
	上瀬漁港物揚場	高浜町上瀬	10	(水深) -2m		上瀬漁港物揚場	高浜町上瀬	10	(水深) -2m
	日引漁港物揚場	高浜町日引	10	(水深) -2m		日引漁港物揚場	高浜町日引	10	(水深) -2m
	小黒飯漁港物揚場	高浜町小黒飯	3	(水深) -1.5m		小黒飯漁港物揚場	高浜町小黒飯	3	(水深) -1.5m
	神野浦物揚場	高浜町神野浦	20	(水深) -2m		神野浦物揚場	高浜町神野浦	20	(水深) -2m
	三松物揚場	高浜町西三松	10	(水深) -2m		三松物揚場	高浜町西三松	10	(水深) -2m
	高浜漁港物揚場	高浜町事代	80	(水深) -2.5m		高浜漁港物揚場	高浜町事代	80	(水深) -2.5m

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行			改定案		
別表6 半島部の臨時ヘリポート候補地一覧			別表6 半島部の臨時ヘリポート候補地一覧		
半島部名	施 設 名	所在地	半島部名	施 設 名	所在地
敦賀半島部	日本原子力発電 敦賀原子力館グラウンド (※)	敦賀市明神	敦賀半島部	日本原子力発電 敦賀原子力館グラウンド (※)	敦賀市明神
	西浦小中学校グラウンド	敦賀市色浜 33-1		西浦小中学校グラウンド	敦賀市色浜 33-1
	白木漁港 (※)	敦賀市白木 1 丁目		白木漁港 (※)	敦賀市白木 1 丁目
	関西電力(株)県道沿用地駐車場 (※)	美浜町丹生田ノ口地係		関西電力(株)県道沿用地駐車場 (※)	美浜町丹生田ノ口地係
大島半島部	大島漁港 (※) (はまかぜ交流センター西側)	おおい町大島河村地係	大島半島部	大島漁港 (※) (はまかぜ交流センター西側)	おおい町大島河村地係
内浦半島 周辺部	旧音海小中学校グラウンド (※)	高浜町音海 30-13	<u>内外海 半島部</u>	<u>泊区内場外離着陸場 (※)</u>	<u>小浜市泊地係</u>
	関西電力(株)音海作業所駐車場	高浜町音海		内浦半島 周辺部	旧音海小中学校グラウンド (※)
	旧神野小学校グラウンド	高浜町神野 4-1-1	関西電力(株)音海作業所駐車場		高浜町音海
	内浦小中学校グラウンド (※)	高浜町山中 107-30	旧神野小学校グラウンド		高浜町神野 4-1-1
	旧日引小学校グラウンド	高浜町日引 21-6	内浦小中学校グラウンド (※)		高浜町山中 107-30
日引漁港 (※)	高浜町日引	旧日引小学校グラウンド	高浜町日引 21-6		
			日引漁港 (※)	高浜町日引	
(※) 夜間離発着可能な施設			(※) 夜間離発着可能な施設		

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行			改定案		
別表 8 県および関係市町の安定ヨウ素剤の保管場所			別表 8 県および関係市町の安定ヨウ素剤の保管場所		
	保管場所			保管場所	
	名 称	所在地		名 称	所在地
福井県	福井健康福祉センター	福井市西木田 2 丁目 8-8	福井健康福祉センター	福井市西木田 2 丁目 8-8	
	坂井健康福祉センター	あわら市春宮 2 丁目 21-17	坂井健康福祉センター	あわら市春宮 2 丁目 21-17	
	奥越健康福祉センター	大野市天神町 1-1	奥越健康福祉センター	大野市天神町 1-1	
	丹南健康福祉センター	鯖江市水落町 1 丁目 2-25	丹南健康福祉センター	鯖江市水落町 1 丁目 2-25	
	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	越前市文京 2 丁目 13-39	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	越前市文京 2 丁目 13-39	
	二州健康福祉センター	敦賀市開町 6-5	二州健康福祉センター	敦賀市開町 6-5	
	若狭健康福祉センター	小浜市四谷町 3-10	若狭健康福祉センター	小浜市四谷町 3-10	
	福井市	越廼公民館	福井市菜崎 1-68	越廼公民館	福井市菜崎 1-68
清水西公民館		福井市大森町 20-43-1	清水西公民館	福井市大森町 20-43-1	
清水南公民館		福井市風巻町 21-17	清水南公民館	福井市風巻町 21-17	
殿下公民館		福井市風尾町 1-13	殿下公民館	福井市風尾町 1-13	
敦賀市	敦賀市防災センター	敦賀市中央町 2 丁目 1-1	敦賀市	敦賀市防災センター	敦賀市中央町 2 丁目 1-1
小浜市	小浜市役所	小浜市大手町 6-3	小浜市	小浜市役所	小浜市大手町 6-3
鯖江市	鯖江市役所	鯖江市西山町 13-1	鯖江市	鯖江市防災拠点施設	鯖江市西山町 14-2
	鯖江市健康福祉センター	鯖江市水落町 2 丁目 30-1			
越前市	越前市役所	越前市府中 1 丁目 13-7	越前市	越前市役所	越前市府中 1 丁目 13-7
	今立総合支所	越前市粟田部 11-35	今立総合支所	越前市粟田部 11-35	
	武生東小学校	越前市国府 2 丁目 9-12	武生東小学校	越前市国府 2 丁目 9-12	
	武生西小学校	越前市中央 2 丁目 2-13	武生西小学校	越前市中央 2 丁目 2-13	
	武生南小学校	越前市武生柳町 13-20	武生南小学校	越前市武生柳町 13-20	
	神山小学校	越前市広瀬町 102-43	神山小学校	越前市広瀬町 102-43	
	吉野小学校	越前市本保町 17-1	吉野小学校	越前市本保町 17-1	
	国高小学校	越前市国高 1 丁目 15-5	国高小学校	越前市国高 1 丁目 15-5	
	大虫小学校	越前市高森町 14-15	大虫小学校	越前市高森町 14-15	
	坂口小学校	越前市湯谷町 24-25	坂口小学校	越前市湯谷町 24-25	
	王子保小学校	越前市今宿町 5-14	王子保小学校	越前市今宿町 5-14	
	北新庄小学校	越前市北町 47-6	北新庄小学校	越前市北町 47-6	
	北日野小学校	越前市小野谷町 2-2	北日野小学校	越前市小野谷町 2-2	
	味真野小学校	越前市池泉町 9-1	味真野小学校	越前市池泉町 9-1	
	白山小学校	越前市都辺町 24-2	白山小学校	越前市都辺町 24-2	
			花筐小学校	越前市粟田部町 41-12	

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行			改定案		
	花筐小学校	越前市粟田部町 41-12		岡本小学校	越前市定友町 10-15
	岡本小学校	越前市定友町 10-15		服間小学校	越前市藤木町 12-11
	服間小学校	越前市藤木町 12-11		南越中学校	越前市野岡町 28-4
	南越中学校	越前市野岡町 28-4	池田町	池田町診療所	今立郡池田町藪田 5-3-1
池田町	池田町診療所	今立郡池田町藪田 5-3-1	南越前町	南越前町役場	南条郡南越前町東大道 29-1
南越前町	南越前町役場	南条郡南越前町東大道 29-1		南越前町今庄総合事務所	南条郡南越前町今庄 74-14
	南越前町今庄総合事務所	南条郡南越前町今庄 74-14		南越前町河野総合事務所	南条郡南越前町河野 15-16-1
	南越前町河野総合事務所	南条郡南越前町河野 15-16-1		越前町役場	丹生郡越前町西田中 13-5-1
	越前町役場	丹生郡越前町西田中 13-5-1		宮崎コミュニティセンター	丹生郡越前町江波 50-80-1
	宮崎コミュニティセンター	丹生郡越前町江波 50-80-1		越前コミュニティセンター	丹生郡越前町道口 1-24-1
	越前コミュニティセンター	丹生郡越前町道口 1-24-1		織田コミュニティセンター	丹生郡越前町織田 36-1
	織田コミュニティセンター	丹生郡越前町織田 36-1	美浜町	美浜町役場	三方郡美浜町郷市 25-25
美浜町	美浜町役場	三方郡美浜町郷市 25-25	高浜町	内浦公民館	大飯郡高浜町山中 104-4-2
高浜町	内浦公民館	大飯郡高浜町山中 104-4-2		旧音海小中学校	大飯郡高浜町音海 30-13
	旧音海小中学校	大飯郡高浜町音海 30-13		青郷公民館	大飯郡高浜町青 8-4-1
	青郷公民館	大飯郡高浜町青 8-4-1		高浜町役場	大飯郡高浜町宮崎 71-7-1
	高浜町役場	大飯郡高浜町宮崎 71-7-1		高浜町保健福祉センター	大飯郡高浜町和田 117-68
	高浜町保健福祉センター	大飯郡高浜町和田 117-68	おおい町	はまかぜ交流センター	大飯郡おおい町大島 90-27
おおい町	はまかぜ交流センター	大飯郡おおい町大島 90-27		おおい町役場	大飯郡おおい町本郷 136-1-1
	おおい町役場	大飯郡おおい町本郷 136-1-1		おおい町名田庄総合事務所	大飯郡おおい町名田庄久坂 3-41-3
	おおい町名田庄総合事務所	大飯郡おおい町名田庄久坂 3-41-3	若狭町	若狭町役場三方庁舎	三方上中郡若狭町中央 1-1
若狭町	若狭町役場三方庁舎	三方上中郡若狭町中央 1-1		若狭町役場上中庁舎	三方上中郡若狭町市場 20-18
	若狭町役場上中庁舎	三方上中郡若狭町市場 20-18			

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行		改定案	
別表9 放射線防護対策施設一覧		別表9 放射線防護対策施設一覧	
[一時集合施設]		[一時集合施設] 計20施設	
市町名	施設名	市町名	施設名
敦賀市	西浦小中学校 常宮小学校	敦賀市	西浦小中学校 常宮小学校 <u>東浦小中学校</u>
美浜町	丹生介護予防センター 美浜町東地区公民館菅浜分館 <u>竹波防災支援センター(仮称)(※)</u>	美浜町	丹生介護予防センター 美浜町東地区公民館菅浜分館 <u>美浜町竹波原子力防災センター</u> <u>美浜東小学校</u>
若狭町	岬小学校・三方中学校岬分校	若狭町	岬小学校・三方中学校岬分校
おおい町	大島小学校 はまかぜ交流センター	おおい町	大島小学校 はまかぜ交流センター <u>ふるさと交流センター</u> <u>総合町民福祉センター(※)</u>
小浜市	県栽培漁業センター	小浜市	県栽培漁業センター <u>加斗小学校(※)</u>
高浜町	旧音海小中学校 内浦公民館 <u>(※)</u>	高浜町	旧音海小中学校 内浦公民館 <u>青郷小学校</u> <u>関西電力(株)原子力研修センター</u> 高浜町中央体育館
		<u>南越前町</u>	<u>河野小学校</u>
[社会福祉施設]		[社会福祉施設] 計6施設	
市町名	施設名	市町名	施設名
高浜町	若狭高浜病院附属介護老人保健施設 特別養護老人ホーム 高浜けいあいの里 <u>(※)</u>	高浜町	若狭高浜病院附属介護老人保健施設 特別養護老人ホーム 高浜けいあいの里
おおい町	保健・医療・福祉総合施設なごみ <u>(※)</u> 特別養護老人ホーム 楊梅苑 <u>(※)</u>	おおい町	保健・医療・福祉総合施設なごみ 特別養護老人ホーム 楊梅苑
		小浜市	<u>介護老人保健施設 アクール若狭(※)</u> <u>介護老人福祉施設/養護老人ホーム もみじの里(※)</u>

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行		改定案																																					
<p>[病院・診療所]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敦賀市</td> <td>市立敦賀病院 独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター</td> </tr> <tr> <td>美浜町</td> <td>東部診療所</td> </tr> <tr> <td>若狭町</td> <td>レイクヒルズ美方病院 国民健康保険上中病院</td> </tr> <tr> <td>小浜市</td> <td>杉田玄白記念公立小浜病院</td> </tr> <tr> <td>高浜町</td> <td>若狭高浜病院</td> </tr> <tr> <td>南越前町</td> <td>今庄診療所</td> </tr> <tr> <td>鯖江市</td> <td>公立丹南病院</td> </tr> <tr> <td>越前町</td> <td>国民健康保険織田病院</td> </tr> </tbody> </table>		市町名	施設名	敦賀市	市立敦賀病院 独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	美浜町	東部診療所	若狭町	レイクヒルズ美方病院 国民健康保険上中 病院	小浜市	杉田玄白記念公立小浜病院	高浜町	若狭高浜病院	南越前町	今庄診療所	鯖江市	公立丹南病院	越前町	国民健康保険織田病院	<p>[病院・診療所] 計10施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敦賀市</td> <td>市立敦賀病院 独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター</td> </tr> <tr> <td>美浜町</td> <td>東部診療所</td> </tr> <tr> <td>若狭町</td> <td>レイクヒルズ美方病院 国民健康保険上中病院<u>診療所</u></td> </tr> <tr> <td>小浜市</td> <td>杉田玄白記念公立小浜病院</td> </tr> <tr> <td>高浜町</td> <td>若狭高浜病院</td> </tr> <tr> <td>南越前町</td> <td>今庄診療所</td> </tr> <tr> <td>鯖江市</td> <td>公立丹南病院</td> </tr> <tr> <td>越前町</td> <td>国民健康保険織田病院</td> </tr> </tbody> </table>		市町名	施設名	敦賀市	市立敦賀病院 独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター	美浜町	東部診療所	若狭町	レイクヒルズ美方病院 国民健康保険上中 病院 <u>診療所</u>	小浜市	杉田玄白記念公立小浜病院	高浜町	若狭高浜病院	南越前町	今庄診療所	鯖江市	公立丹南病院	越前町	国民健康保険織田病院
市町名	施設名																																						
敦賀市	市立敦賀病院 独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター																																						
美浜町	東部診療所																																						
若狭町	レイクヒルズ美方病院 国民健康保険上中 病院																																						
小浜市	杉田玄白記念公立小浜病院																																						
高浜町	若狭高浜病院																																						
南越前町	今庄診療所																																						
鯖江市	公立丹南病院																																						
越前町	国民健康保険織田病院																																						
市町名	施設名																																						
敦賀市	市立敦賀病院 独立行政法人国立病院機構敦賀医療センター																																						
美浜町	東部診療所																																						
若狭町	レイクヒルズ美方病院 国民健康保険上中 病院 <u>診療所</u>																																						
小浜市	杉田玄白記念公立小浜病院																																						
高浜町	若狭高浜病院																																						
南越前町	今庄診療所																																						
鯖江市	公立丹南病院																																						
越前町	国民健康保険織田病院																																						
<p>[その他]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者名</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>関西電力(株)</td> <td>原子力研修センター (※)</td> </tr> </tbody> </table>		事業者名	施設名	関西電力(株)	原子力研修センター (※)	<p>[庁舎] 計3施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小浜市</td> <td>小浜市役所庁舎 (※)</td> </tr> <tr> <td>高浜町</td> <td>高浜町役場庁舎 若狭消防署 高浜分署</td> </tr> </tbody> </table>		市町名	施設名	小浜市	小浜市役所庁舎 (※)	高浜町	高浜町役場庁舎 若狭消防署 高浜分署																										
事業者名	施設名																																						
関西電力(株)	原子力研修センター (※)																																						
市町名	施設名																																						
小浜市	小浜市役所庁舎 (※)																																						
高浜町	高浜町役場庁舎 若狭消防署 高浜分署																																						
<p>(※) 整備予定の施設</p>		<p>(※) 整備予定の施設</p>																																					

福井県広域避難計画要綱 新旧対照表

現 行	改定案
<p>参考資料3 避難計画作成例（学校、保育所）</p> <p>第1～2章 （略） 第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1～3 （略） 第4 避 難</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 校長は、市（町）災害対策本部から避難準備指示があった場合、その指示に基づき、児童生徒の避難準備を行うものとする。 2 校長は、市（町）災害対策本部に対し、児童生徒および教職員の人数、避難に必要な車両数、必要とする資機材、避難誘導員の派遣の必要性など、避難に関する情報を提供するものとする。 3 児童生徒の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。 4 校長は、市（町）災害対策本部から避難指示があった場合、その指示に基づき、別表3、別表4のとおり児童生徒および教職員の避難を行うものとする。 	<p>参考資料3 避難計画作成例（学校、保育所）</p> <p>第1～2章 （略） 第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1～3 （略） 第4 避 難</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 校長は、市（町）災害対策本部から避難準備指示があった場合、その指示に基づき、児童生徒の避難準備を行うものとする。 2 校長は、市（町）災害対策本部に対し、児童生徒および教職員の人数、避難に必要な車両数、必要とする資機材、避難誘導員の派遣の必要性など、避難に関する情報を提供するものとする。 3 <u>校長は、市（町）災害対策本部の指示に基づき、警戒事態において児童生徒の保護者等への引き渡しを行うものとする。</u>児童生徒の保護者等への引き渡しを行う場合は、第2章第3に基づき、あらかじめ定める方法により行うものとする。 4 校長は、市（町）災害対策本部から避難指示があった場合、その指示に基づき、別表3、別表4のとおり児童生徒および教職員の避難を行うものとする。